

工業統計調査について

1. 調査の目的

我が国における工業（製造業）の実態を明らかにすることを目的とする。

2. 調査の根拠

統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計調査（第10号）で、工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）によって実施した。

3. 調査の対象

日本標準産業分類（平成14年総務省告示第139号）に掲げる「大分類F－製造業」に属する事業所のうち、国に属する事業所を除いたものである。西暦末尾が0、3、5、8年以外の年は「裾切り調査」として簡素化され、従業者3人以下の事業所は調査対象外となっている。平成17年（2005年）は全数調査として実施した。

4. 調査の内容

事業所の名称・所在地、資本金額、従業者数、現金給与総額、原材料使用額等、製造品出荷額等、在庫額、有形固定資産の状況、工業用地・工業用水の状況等

5. 調査の期日及び期間

平成17年12月31日現在で調査し、「製造品出荷額等」など活動実績を表す調査項目は平成17年1月1日から12月31日までの1年間の実績である。

6. 調査の方法

調査票の配布と収集は、知事の任命した工業統計調査員が市町村長の指揮監督のもとに行い、事業所の管理責任者による自計申告とした。

7. 主な利用事例

製造業の経営基盤の強化、産業集積の活性化や中小企業施策の基礎資料として、また、国民経済計算などマクロ経済分析などに利用されている。

利 用 上 の 注 意

1. 主な用語の説明

- (1) 事業所数 一般に工場、製作所あるいは加工所などと呼ばれているような一区画を占めて主として製造または加工を行っているもの(事業所)*1の平成17年12月31日現在の数である。
- *1. 日本標準産業分類(平成14年総務省告示第139号)に掲げる「大分類F-製造業」に属する事業所を調査対象としている。「製造小売業」は「大分類J-卸売・小売業」に属するため、調査の対象としていない。
- (2) 従業者数 平成17年12月31日現在の常用労働者数*2、個人事業主及び無給家族従業者数の合計(臨時雇用者*3は含めていない)である。
- *2. 常用労働者とは、一ヶ月を超える期間を決めて雇われている者と日々又は一ヶ月以内の期間に限って雇われていた者のうち、その月とその前月にそれぞれ18日以上雇われた者で、正社員・正職員等、パート・アルバイト等、出向・派遣受入者の合計である。
- *3. 臨時雇用者とは、常用労働者以外の雇用者で、一ヶ月以内の期間を定めて雇用されている人や日々雇用されている者をいい、12月給与の帳簿締め切り日現在の在籍者数である。
- (3) 製造品出荷額等 平成17年中における製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額及びその他の収入額の合計であり、内国消費税*4を含めたものである。
- *4. 内国消費税とは消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税等、の合計である。
- (4) 現金給与総額 平成17年中に常用労働者に対して決まって支給された給与(基本給、諸手当等)及び特別に支払われた給与(期末賞与等)の額と、その他の給与額(常用労働者の退職金又は解雇予告手当、及び臨時・日雇いの者に対する諸給与、出向・派遣受入者にかかる支払額、出向させている者に対する負担額など)の合計である。
- (5) 原材料使用額等 平成17年中における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額及び委託生産費(外注加工費)の合計であり消費税を含む
- (6) 生産額 次の算式により計算した額(従業者30人以上)
生産額＝製造品出荷額等＋(製造品年末在庫額－製造品年初在庫額)
＋(半製品及び仕掛品年末在庫額－半製品及び仕掛品年初在庫額)
- (7) 有形固定資産投資総額 次の算式により計算した額(従業者30人以上)
有形固定資産投資総額＝資産の取得額
＋(建設仮勘定の増－建設仮勘定の減)

2. 統計表中の記号

- 「-(ハイフン)」 _____ 該当数値なし。
- 「 0.0 」 _____ 四捨五入のため単位未満
- 「 ▲ 」 _____ マイナス
- 「 X 」 _____ 該当事業所の数が1又は2の場合、申告者の秘密保護のために秘匿した箇所。なお、1又は2の事業所に関する数字がその前後等の関係から判明する場合は、該当事業所の数が3以上でも必要箇所は「X」で表示している。

3. 産業中分類の略称

「調査結果の概要」の本文及び統計表における産業中分類の名称については、略称を用いており、正式名称は次のとおりである。

略 称	産 業 中 分 類*1
09 食 料 品	食料品製造業
10 飲 料・たばこ	飲料・たばこ・飼料製造業
11 織 維	繊維工業(衣服・その他の繊維製品を除く)
12 衣 服	衣服・その他の繊維製品製造業
13 木 材	木材・木製品製造業(家具を除く)
14 家 具	家具・装備品製造業
15 パ ル プ・紙	パルプ・紙・紙加工品製造業
16 印 刷	印刷・同関連業
17 化 学	化学工業
18 石 油・石 炭	石油製品・石炭製品製造業
19 プラスチック	プラスチック製品製造業
20 ゴ ム 製 品	ゴム製品製造業
21 な め し 革	なめし革・同製品・毛皮製造業
22 窯 業・土 石	窯業・土石製品製造業
23 鉄 鋼	鉄鋼業
24 非 鉄 金 属	非鉄金属製造業
25 金 属 製 品	金属製品製造業
26 一 般 機 械	一般機械器具製造業
27 電 気 機 器	電気機械器具製造業
28 情 報 通 信	情報通信機械器具製造業
29 電 子 部 品	電子部品・デバイス製造業
30 輸 送 機 器	輸送用機械器具製造業
31 精 密 機 器	精密機械器具製造業
32 そ の 他 製 品	その他の製造業

*1. 1つの事業所が複数の中分類に属する製造品の出荷や賃加工を行っている場合は、主な収入額によって産業分類を決定している。このため同一の事業所であっても、年によってそれぞれの出荷額・加工賃収入額の変動により中分類の産業格付が相違することがある。

4. 集計区分の説明

(1) 規模層区分

小規模層	4人～ 29人
中規模層	30人～299人
大規模層	300人以上

(2) 地区別区分

東部地区	別府市、杵築市、国見町、姫島村、国東町、武蔵町、安岐町、日出町
中部地区	大分市、臼杵市、津久見市、由布市
南部地区	佐伯市
豊肥地区	竹田市、豊後大野市
西部地区	日田市、九重町、玖珠町
北部地区	中津市、豊後高田市、宇佐市

5. その他

- (1) 単位未満の数字は四捨五入することを原則としたので、総数と内訳とが一致しない場合がある。
- (2) 表中の増減率や構成比については、原数値から算出しているため、当該表中の数値より算出した値とは一致しない場合がある。
- (3) 構成比については小数点第1位までの表示であるため、内訳の合計が100.0%になるとは限らない。
- (4) この速報値は、後日、経済産業省が公表する「工業統計表」並びに本県が公表する確報の数値とは相違することがある。

6. 内容についての問い合わせ先

この速報についての問い合わせは、下記にご連絡ください。

〒 870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

大分県企画振興部統計調査課経済統計班(097-536-1111 内線2449・2450)